

太田市自動車見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年7月17日の豪雨（以下「豪雨」という。）による被害により修理が必要となった自動車又は使用不能となった自動車の使用者に対し、太田市自動車見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（2輪自動車（側車付2輪自動車を含む。）及び3輪自動車を除く。）、軽自動車（2輪自動車（側車付2輪自動車を含む。）及び3輪自動車を除く。）、大型特殊自動車（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に限る。）及び小型特殊自動車（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に限る。）をいう。

(支給対象自動車)

第3条 見舞金の支給の対象となる自動車（以下「支給対象自動車」という。）は、豪雨による被害を受けた自動車で、その修理に係る経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円以上であったもの又は使用不能となったものとする。

(支給対象者)

第4条 見舞金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき豪雨に係る災証明書の発行を受けている世帯に属する者若しくは令和8年7月17日において当該世帯に属していた者であること又は被災届出証明書の発行を受けている者であること。
- (2) 支給対象自動車の使用者であること。
- (3) 令和8年7月17日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

(支給額等)

第5条 見舞金の支給額は、支給対象自動車1台につき1万円とする。

2 見舞金の支給は、支給対象自動車1台につき1回限りとする。

(支給申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年12月

28日までに太田市自動車見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被災証明書の写し又は被災届出証明書の写し

(2) 支給対象自動車が自動車検査証又は標識交付証明書の交付を受けるものである場合にあっては、次に掲げる書類

ア 支給対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し

イ 修理代金の支払があったことを証する領収書の写し（修理した支給対象自動車の自動車登録番号、標識番号又は車台番号が記載されたものに限る。）又は水没等の理由により使用不能となったことが分かる書類の写し（使用不能となった支給対象自動車の自動車登録番号、標識番号又は車台番号が記載されたものに限る。）

(3) 支給対象自動車が自動車検査証の交付を受けないものである場合にあっては、次に掲げる書類

ア 太田市自動車見舞金自己申告書（様式第2号）

イ 修理代金の支払があったことを証する領収書の写し（修理した支給対象自動車の車台番号等及び申請者の氏名が記載されているものに限る。）又は水没等の理由により使用不能となったことが分かる書類の写し（使用不能となった支給対象自動車の車台番号等及び申請者の氏名が記載されているものに限る。）

(4) その他市長が必要と認めた書類

（支給決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給を決定したときは、その旨を当該申請者に対し太田市自動車見舞金支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により見舞金の支給を却下したときは、その旨を当該申請者に対し太田市自動車見舞金支給却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたとき、又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、当該支給決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に当該支給決

定に係る見舞金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により見舞金の支給の決定を受けた者については、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

（宛先）太田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号 — —
【必ず連絡が取れる番号（携帯電話可）】

太田市自動車見舞金支給申請書

私は太田市自動車見舞金の支給を受けたいので、太田市自動車見舞金支給要綱第 6 条の規定により、下記の【誓約・同意事項】（１）から（４）までに記載の事項について誓約・同意し次のとおり申請します。

自動車登録番号 又は標識番号	※自動車登録番号がない支給対象自動車につきましては、空欄で構いません。
自動車検査証記録事項 又は標識交付証明書に記載されている 使用者	(続柄) ※自動車検査証の交付を受けない支給対象自動車の場合は、空欄で構いません。 ※自動車検査証記録事項上の使用者と申請者が異なる場合、裏面の記載も必要です。
区分	修理 ・ 使用不能
修理金額	金 円 ※支給対象自動車を修理した場合のみ記入してください。

【複数人で支給対象自動車を使用している場合】
支給対象自動車 1 台につき、支給対象者は 1 名となります。
複数人で使用している場合、申請者以外の使用者は、申請者を代表者とすることに同意の上、下に署名してください。

(署名)

【振込先金融機関の口座】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	フリガナ 口座名義人
1.銀行 4.労働金庫 2.信用金庫 5.農協 3.信用組合	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4.		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入下さい。

【誓約・同意事項】
（１） 申請者は支給対象自動車の使用者であり、豪雨により被害を受けたことに間違いありません。
（２） この申請に関して市が別途必要な書類等の提出を求めた場合は、これに応じます。
（３） 同一の支給対象自動車について複数人から申請があった場合、市が最初に受付した者のみを支給申請者として取り扱うことに同意します。
（４） この申請について審査を行うため、市の担当者が私の住民票を閲覧することに同意します。

受付締切日：令和 8 年 1 2 月 2 8 日

【添付書類】

- (1) り災証明書の写し又は被災届出証明書の写し
- (2) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（自動車検査証の交付を受ける支給対象自動車のみ）又は標識交付証明書の写し

(3) 修理の場合

領収書の写し（自動車検査証又は標識交付証明書の交付を受ける支給対象自動車にあつては、修理した支給対象自動車の自動車登録番号、標識番号又は車台番号が記載されていること。自動車検査証の交付を受けない支給対象自動車にあつては、車台番号等及び申請者の氏名が記載されていること。）

(4) 使用不能の場合

使用不能となったことが分かる書類の写し（自動車検査証又は標識交付証明書の交付を受ける支給対象自動車にあつては、使用不能となった支給対象自動車の自動車登録番号、標識番号又は車台番号が記載されていること。自動車検査証の交付を受けない支給対象自動車にあつては、車台番号等及び申請者の氏名が記載されていること。）

例えば、処分業者が作成した証明書等

(5) 振込先金融機関の口座の通帳の写し

【自動車検査証記録事項に記載の使用者と申請者が異なる場合、自動車検査証記録事項に記載の使用者がご記入ください。】

私（自動車検査証記録事項に記載の使用者）は、申請者が支給対象自動車の使用者と認め、その者が太田市自動車見舞金の支給申請をすることに同意します。

令和 年 月 日

（署名）

様式第 2 号（第 6 条関係）

※自動車検査証の写しを添付できない人のみ記入してください。

太田市自動車見舞金自己申告書

太田市自動車見舞金の申請に当たり、自動車検査証の写しの添付ができない支給対象自動車であるため、私が使用していた支給対象自動車について以下のとおり申告いたします。

車名	
車台番号	
用途	通勤・通学 日常用 農業用 その他（ ）

令和 年 月 日

（署名）_____

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

太田市長



太田市自動車見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました太田市自動車見舞金について、
太田市自動車見舞金支給要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり決定した
ので通知します。

決定の内容	見舞金（1 万円）を支給する。
支給対象自動車	

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

太田市長 印

太田市自動車見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のありました太田市自動車見舞金について、
太田市自動車見舞金支給要綱第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり決定した
ので通知します。

決定の内容	見舞金を支給しない。
支給対象自動車	
却下理由	